

厚生労働省の施設基準により院内掲示等が定められている項目

当院では、複数の施設基準(体制を整え届出を行う事により費用の徴収を行えるもの)を北海道厚生局へ届け出ており、下記については、ホームページや院内掲示が義務付けられています。

○医療情報取得加算

マイナンバーカードによる保険情報等の取得について 当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

○医療DX推進体制整備加算

マイナ保険証の利用により、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施する体制を有しております。

※電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスに関しては、現在準備中です。

○在宅医療DX情報活用加算

マイナ保険証の利用により、医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下、訪問して診療を実施する体制を有しております。

※電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスに関しては、現在準備中です。

○一般名処方加算

院外処方時における一般名処方加算について、当院では後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、院外処方せん交付時に、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名(有効成分の名称)で 処方する場合がございますので、ご理解ご協力の程お願いいたします。

また、院内・院外処方問わず、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となる場合がございますので、一般名処方や後発医薬品の使用等への一層のご理解、ご協力をお願い致します。

※選定療養とは・・・厚生労働大臣が定める患者の快適性・利便性に関する療養、医療機関や医療行為等の選択に関する療養をいいます。(例:差額ベッド代など)。

「選定療養」に該当する治療費は、健康保険等からは給付されません。

先発医薬品(長期収載品)の選定療養に関しては、「先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」をご覧ください。

○情報通信機器を用いた診療

当院では情報通信機器を使用したオンライン診療を行っております。ただし、初めての診療で情報通信機器を使用する場合、向精神病薬の処方 は 行えませんのでご了承下さい。

○生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ、長期投薬について

当院では医師の診察時症状が安定していると判断された患者様については、28日以上長期投薬を行っております。

主に院内にて処方を行っておりますが、院外処方せんを希望される場合、リフィル処方せんの発行を希望される場合も同様となります。

ただし、上記長期処方の場合でも、体調の不良や症状が悪化した場合などは 必ず当院へご連絡、または受診をお願いいたします。

○介護施設等連携往診加算及び協力対象施設入所者入院加算について

介護保険施設等との医療協力について当院は下記施設に関して、協力医療機関に指定されております。

(入居されている患者様の病状の急変等に対応するための連携体制をとっております)

社会福祉法人 幕別真幸協会 特別養護老人ホーム札内寮

社会福祉法人 幕別真幸協会 サテライト型ふらっと札内

(株)日総 ふれあいの里グループホーム十勝の杜

(株)リーベ グループホームフィオーレあおばⅠ及びⅡ

下記施設に関して医療協力を締結しております。

(施設の利用者様に、主に緊急時の外来受診の受け入れなどを行っております)

(株)アルムシステム グループホーム北札内ふれあい館1、2

(株)アルムシステム グループホーム札内ふれあいハウス1、2

(株)十勝あすなろ会 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、生活介護事業

社会福祉法人 博愛会 コムニの里まくべつ

(株)ベータプラン 指定生活介護サービス事業所 笑心

合同会社 151 枝 指定就労継続支援B型 合同会社 151 枝

社会福祉法人 手稲ロータス会 介護老人福祉施設ロータス音更

医療法人社団 翔嶺館

十勝の杜病院

2024.10.1改訂